

契約手続及び経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
藤井寺工科高等学校	<p>下記委託契約について、収集運搬と処分をそれぞれ別の会社と契約していたところ、収集運搬の契約書に数量及び単価についての記載がなかった。 また、役務費で支出すべきところ、委託料として支出していた。</p> <table border="1" data-bbox="516 594 1564 783"> <thead> <tr> <th>委託事業名</th> <th>収集運搬に関する委託金額</th> <th>契約年月日</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物収集運搬・処理作業委託</td> <td>32,400円</td> <td>平成27年2月13日</td> <td>平成27年2月16日から同年3月20日まで</td> </tr> </tbody> </table>	委託事業名	収集運搬に関する委託金額	契約年月日	契約期間	産業廃棄物収集運搬・処理作業委託	32,400円	平成27年2月13日	平成27年2月16日から同年3月20日まで	<p>今後、法令に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準) 第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。 イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力 ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 ホ 産業廃棄物の処分(最終処分(法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。)を除く。)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 ヘ その他環境省令で定める事項 (5)・(6) (略)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (委託契約に含まれるべき事項) 第8条の4の2 令第6条の2第4号へ(令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 委託者が受託者に支払う料金 (3)～(9) (略)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬・処理委託について、会計事務ポータルサイトに掲載されているFAQや廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおりを参照して事務処理を行うよう事務職員に周知した。(平成28年1月20日) 今後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に事務処理を行うとともに、経費支出に当たっては業務内容を確認し、適切な支出科目により事務処理を行う。</p>
委託事業名	収集運搬に関する委託金額	契約年月日	契約期間								
産業廃棄物収集運搬・処理作業委託	32,400円	平成27年2月13日	平成27年2月16日から同年3月20日まで								

		<p>大阪府財務規則 (歳入歳出予算の款項目節の区分)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。</p> <p>(支出の命令)</p> <p>第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令何書(様式第30号)を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>会計事務の手引(抜粋)</p> <p>第4章 支出</p> <p>第9節 節の説明及び事務手続上の留意点</p> <p>12 役務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役務費は、人的サービスを主とするものであり、需用費(修繕料)は、人的サービスをとまいませんが、何らかの形で部品等を使用しつつ、原状に回復していくものです。 なお、運送料、広告料等は、一般的には委託料でなく、この節で処理されることとなります。</li> </ul> <p>会計事務ポータルサイトFAQ(抜粋)</p> <p>財務会計(制度)</p> <p>処分関係</p> <table border="1" data-bbox="1617 1486 2386 1791"> <tr> <td>産業廃棄物の処分にかかる支出科目</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の収集運搬を業者に委託した場合、支出科目は役務費でよろしいか。</td> </tr> <tr> <td>収集運搬のみに限定されている場合は、役務費で支出します。 しかし、産業廃棄物の処分も含めて委託する場合は人的サービス以外の要素も加わるため、委託料で支出します。</td> </tr> </table>	産業廃棄物の処分にかかる支出科目	産業廃棄物の収集運搬を業者に委託した場合、支出科目は役務費でよろしいか。	収集運搬のみに限定されている場合は、役務費で支出します。 しかし、産業廃棄物の処分も含めて委託する場合は人的サービス以外の要素も加わるため、委託料で支出します。	
産業廃棄物の処分にかかる支出科目						
産業廃棄物の収集運搬を業者に委託した場合、支出科目は役務費でよろしいか。						
収集運搬のみに限定されている場合は、役務費で支出します。 しかし、産業廃棄物の処分も含めて委託する場合は人的サービス以外の要素も加わるため、委託料で支出します。						

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
藤井寺工科高等学校	<p>消火器の処分に関する下記委託契約について、比較見積を徴すべきにもかかわらず、徴していなかった。また、役務費で支出すべきところ、委託料として支出されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 594 1531 747"> <thead> <tr> <th>委託事業名</th> <th>委託金額</th> <th>契約年月日</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古消火器の廃棄委託</td> <td>2,120円</td> <td>平成27年1月20日</td> <td>平成27年1月28日から同年2月16日まで</td> </tr> </tbody> </table>	委託事業名	委託金額	契約年月日	契約期間	古消火器の廃棄委託	2,120円	平成27年1月20日	平成27年1月28日から同年2月16日まで	<p>今後は大阪府財務規則及びその運用を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (見積書の徴取) 第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>会計事務ポータルサイトFAQ(抜粋) 財務会計(制度) 処分関係</p> <table border="1" data-bbox="1581 1010 2415 1688"> <thead> <tr> <th>不用な消火器の処分について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不用となった消火器を処分したい。契約方法と支出科目は。</td> </tr> <tr> <td> <p>廃消火器の回収については、平成22年1月1日から新制度が施行されました。</p> <p>新制度では、消火器を処分するときは、社団法人消火器工業会((株)消火器リサイクル推進センター)が発行する「消火器リサイクルシール」(以下「シール」という。)を購入して消火器に貼付し、同会指定の特定窓口又は指定引取場所に引取りを依頼します。</p> <p>消火器は産業廃棄物ですが、シールを貼付して引き取ってもらうことで、マニフェストによることなく、排出者としての義務は完了することになります。</p> <p>シールの代金は、運搬費、処理費、管理費として徴収されるものですので、シールの購入費用及び特定窓口等までの一次物流費は役務費より支出します。</p> <p>シール及び一次物流費には定価設定が無いので、発注に当たっては、2者以上の価格比較が必要です。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	不用な消火器の処分について	不用となった消火器を処分したい。契約方法と支出科目は。	<p>廃消火器の回収については、平成22年1月1日から新制度が施行されました。</p> <p>新制度では、消火器を処分するときは、社団法人消火器工業会((株)消火器リサイクル推進センター)が発行する「消火器リサイクルシール」(以下「シール」という。)を購入して消火器に貼付し、同会指定の特定窓口又は指定引取場所に引取りを依頼します。</p> <p>消火器は産業廃棄物ですが、シールを貼付して引き取ってもらうことで、マニフェストによることなく、排出者としての義務は完了することになります。</p> <p>シールの代金は、運搬費、処理費、管理費として徴収されるものですので、シールの購入費用及び特定窓口等までの一次物流費は役務費より支出します。</p> <p>シール及び一次物流費には定価設定が無いので、発注に当たっては、2者以上の価格比較が必要です。</p>	<p>今後、消火器の処分に当たっては、大阪府財務規則等に基づき2者以上の価格比較の実施をはじめ、適正な契約方法と支出科目により事務処理を進める。</p> <p>また、適正な契約手続や経費支出を行うよう研修において事務職員に周知した。(平成28年1月20日)</p>
委託事業名	委託金額	契約年月日	契約期間											
古消火器の廃棄委託	2,120円	平成27年1月20日	平成27年1月28日から同年2月16日まで											
不用な消火器の処分について														
不用となった消火器を処分したい。契約方法と支出科目は。														
<p>廃消火器の回収については、平成22年1月1日から新制度が施行されました。</p> <p>新制度では、消火器を処分するときは、社団法人消火器工業会((株)消火器リサイクル推進センター)が発行する「消火器リサイクルシール」(以下「シール」という。)を購入して消火器に貼付し、同会指定の特定窓口又は指定引取場所に引取りを依頼します。</p> <p>消火器は産業廃棄物ですが、シールを貼付して引き取ってもらうことで、マニフェストによることなく、排出者としての義務は完了することになります。</p> <p>シールの代金は、運搬費、処理費、管理費として徴収されるものですので、シールの購入費用及び特定窓口等までの一次物流費は役務費より支出します。</p> <p>シール及び一次物流費には定価設定が無いので、発注に当たっては、2者以上の価格比較が必要です。</p>														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年12月17日)